

A E D（自動体外式除細動器）の管理の手引き

【尾張旭市消防本部】

【平成24年4月1日】

【令和4年年4月25日改正】

1 総則

この手引きは、自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）を適切に管理するため、施設の管理者等が実施する点検等について、必要な事項を示すものです。

2 点検担当者の配置

A E Dの設置者（A E Dの設置・管理について責任を有する者や施設の管理者等をいう。以下同じ。）は、設置したA E Dの日常点検等を実施する者として点検担当者を配置し、日常点検等を実施させる必要があります。

なお、設置者自ら又は複数の者による当番制で日常点検等を実施しても差し支えありません。

また、点検等の実施に特段の資格を必要としませんが、A E Dの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

3 点検担当者の役割

A E Dの点検担当者は、A E Dの日常点検等として以下の事項を実施してください。

(1) 日常点検の実施

A E D本体のインジケータのランプや表示により、A E Dが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、結果をA E D日常点検表等に記録してください。なお、この際にインジケータが異常を示した場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下これらを「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼してください。

(2) 表示ラベルによる消耗品の管理

表示ラベルに、電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるように、A E D本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日ごろから把握し、交換を適切に実施してください。

(3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たに電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次の交換時期等を記載した上で、A E Dに取り付けてください。

4 消防本部からのお願い

施設の管理者等は、次の場合に消防本部へ連絡してください。

- (1) A E Dを使用した場合
- (2) A E Dに不具合が生じた場合（製造販売業者等へも連絡してください。）
- (3) 更新や撤去など現在の設置状況に変更があった場合
- (4) A E Dのパッドやバッテリーを交換した場合
- (5) その他連絡の必要があると認める場合

連絡先	消防総務課	消防整備係
電 話	0 5 6 1 - 5 1 - 0 8 6 0（直通）	
F A X	0 5 6 1 - 5 1 - 0 8 7 3	

AED 日常点検表

施設名： _____

機種名： _____

製造会社： フィリップス 日本光電 メドトロニック

■ AED 日常点検

・インジケータが正常状態に表示されていることを確認し、レ点を記入してください。(休館日を除く。)

_____ 年 _____ 月

1		2		3		4		5		6		7	
8		9		10		11		12		13		14	
15		16		17		18		19		20		21	
22		23		24		25		26		27		28	
29		30		31		※ 外観の確認を1か月に一回程度行ってください。							

インジケータが異常を示している場合は、取扱説明書等で確認を行ってください。対応できない場合は、詳細な点検が必要になりますので製造販売業者及び消防本部までご連絡ください。本点検表は1年間保存してください。

連絡先 尾張旭市消防本部総務課庶務係 0561-51-0860 (直通)

■ リチウムバッテリー(定期交換部品)

交換時期 _____ 年 _____ 月

■ AED 本体

保証期限 _____ 年 _____ 月

耐用期限 _____ 年 _____ 月

■ 電極パッド

1 成人用電極パッド

使用期限 _____ 年 _____ 月

2 予備の成人用電極パッド

使用期限 _____ 年 _____ 月

3 小児用電極パッド

使用期限 _____ 年 _____ 月